

## 愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、中小企業等において専門的な知識を有する人材の活用を支援するため、中小企業等が愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人拠点」という。）を通じて副業・兼業によるプロフェッショナル人材（以下「副業・兼業プロ人材」という。）を活用する場合に負担する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、常時雇用する従業員数が300人以下であって、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

2 この要綱において「副業・兼業プロ人材」とは、中小企業等の経営課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材であって、業務委託契約等に基づきその業務に従事する者をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれも該当する中小企業等であることとする。

- (1) 国や地方公共団体等の公共法人（法人税法別表1の「公共法人」）に該当するものではないこと。
  - (2) 愛知県の関係団体でないこと。
  - (3) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でないこと。
  - (4) 愛知県税に未納の徴収金がないこと。
  - (5) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項に掲げる者のほか、知事が不適當であると認める者でないこと。

### (補助金の対象となる事業)

第4条 この補助金の交付となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業等が、自社の経営課題を解決し「攻めの経営」を実現するため、プロ人拠点を通じて副業・兼業プロ人材を活用するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれも該当するものであることとする。

- (1) 補助対象経費に対して、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- (2) プロ人拠点を通じた副業・兼業プロ人材の活用が初めてであること。
- (3) 日本国内在住の副業・兼業プロ人材を活用するものであること。
- (4) 副業・兼業プロ人材との契約期間が6か月以内であり、かつ、契約満了日が交付決定のあった日の属する年度の2月末日までのものであること。
- (5) 資本関係を有する企業等で雇用されている者を活用するものでないこと。
- (6) 補助事業者の事業主又は役員の子親等以内の親族を活用するものではないこと。
- (7) 法人を契約の相手方とするものではないこと。ただし、副業・兼業プロ人材が所属する企業の就業規則等の関係で、法人と業務委託契約を結ばざるを得ない場合で、かつ、その人材のみが業務に従事することが契約上明示されている場合を除く。

(補助額)

第6条 この補助金の補助額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助限度額とを比較して少ない方の額の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、副業・兼業プロ人材が業務に従事する15日前までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 個人情報の提供に関する同意書（様式第3号）
- (3) 副業・兼業プロ人材の活用に係る契約書等の写し
- (4) プロ人拠点に提出した企業情報シートの写し
- (5) 会社案内（事業内容がわかるもの）及び定款の写し
- (6) 県税について未納がないことの証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、手続の簡素化を図るために知事が適当と認めた場合には、申請書に添付する書類の一部の提出を省略することができるものとする。

3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」と

いう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合及び消費税法における納税義務者とならない者については、この限りではない。

(補助事業の事前着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により交付決定前に事業に着手しようとする補助事業者は、補助金交付申請書に、事前着手理由書(様式第4号)を添付するものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い申請者に通知する。

(申請の取り下げ)

第10条 補助事業者は前条の規定により通知を受けた場合において、交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、第9条の規定による交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときのうち、次の各号に掲げる場合は、変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の合計金額の20パーセントを超えて補助対象経費を変更しようとするとき。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果に基づき補助金の変更交付決定を行い、その旨を速やかに当該補助事業者に通知する。なお、知事は、必要があるときは、条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、第9条に規定による交付決定後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第6号)により、速やかに知事に申請してその承認を受けなければならない。

(補助事業遂行の義務)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(交付決定の取消)

第 14 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は別に定める日現在における補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が必要と認めるときは、別に定める日までに状況報告書(様式7号)を知事に提出しかなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了(第 12 条に規定による中止又は廃止の承認を受けた場合を含む)したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 8 号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払内容が確認できる書類の写し
- (2) 副業・兼業プロ人材が業務に従事したことが確認できる書類の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第 17 条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該補助事業の成果が交付決定の内容(ただし、第 11 条第 2 項に基づいて変更を決定したときは、その決定された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、第 14 条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 第 7 条第 3 項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が 0 円の場合も含む)は、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 9 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払、請求)

第 20 条 知事は、第 17 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書により、知事が定める日までに補助金の支払請求を行うものとする。

(検査等)

第 21 条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の用途について必要な指示をし、報告書の提示を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(帳簿の備付等)

第 22 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日(当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係) 補助対象経費、補助率、補助限度額

補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
報酬	副業・兼業プロ人材の活用に伴う報酬、業務委託による契約額	10 分の 8 以内	500 千円
旅費	副業・兼業プロ人材が補助事業に従事		

	<p>するため、就業地まで移動する際の交通費（公共交通機関の利用に限る）及び宿泊費</p> <p>ただし、1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費を除く）の実費負担が1万円未満の場合は、宿泊費を含め対象外とする。</p> <p>なお、愛知県職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とする。</p>		
人材紹介手数料	人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料		